第1項 自主的かつ合理的な消費活動への支援(消費者教育推進計画)

主要な施策	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和4年度実施概要	令和4年度実施結果	令和5年度実施概要	所管部課
における消費者教育 の推進	ア 幼児期における消費者教育の推進 幼児期はさまざまな気づきの体験を通じて、家族や身の回りの物事に関 心を持ち、それを取り入れる時期です。 生活や遊びをとおして生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて 重要な時期であり、各種イベント等の実施により、遊びをとおして物やお 金を大切にする心や、約束やきまりを守り、欲しい物があっても時には我 慢することを学ぶことができる機会を提供していきます。	められるよう、関係機関・団体と連携して事業を実施します。	「マネーの迷宮~お金ってなーに~」を実施し、子	められるよう、関係機関・団体と連携して事業を実	環境生活部 (〈らし・交通安全 課)
	イ 小学校期における消費者教育の推進 小学校期は主体的な行動、社会や環境への興味をとおして、消費者としての素地の形成が望まれる時期です。 小学校期における消費者教育は、新たな学習指導要領に沿って、社会科や家庭科等において、買い物の仕組みや工夫、売買契約の基礎の理解や、消費者の役割についての態度を育成することが求められています。 三重県では、市町教育委員会の指導主事を対象とした会議等で説明を行い、趣旨及び内容の周知徹底を図ることで、各学校で学習指導要領に基づく適切な教育が行われるように取り組みます。	議や校長研修会等において、各学校において各 教科・領域等との関連がより一層図られるよう、学 習指導要領の趣旨の周知徹底を図ります。	県各教科等担当指導主事会議の社会科部会に	議や校長研修会等において、消費者教育に関して各教科・領域等の関連がより一層図られるよ	教育委員会事務 局 (小中学校教育 課)
	ウ 中学校期における消費者教育の推進 中学校期は行動の範囲が広がり、権利と責任を理解し、トラブル解決方 法の理解が望まれる時期です。 中学校期における消費者教育は、新たな学習指導要領に沿って、社会 科や技術・家庭科の家庭分野等において、個人や企業の経済活動におけ る役割と責任の理解や、自立した消費者として責任ある消費行動につい ての態度を育成することが求められています。 三重県では、市町教育委員会の指導主事を対象とした会議等で説明を 行い、趣旨及び内容の周知徹底を図ることで、各学校で学習指導要領に 基づく適切な教育が行われるように取り組みます。	議や校長研修会等において、各学校において各 教科・領域等との関連がより一層図られるよう、学 習指導要領の趣旨の周知徹底を図ります。	の技術家庭科部会(家庭分野)において、学習指 導要領に明示されている消費生活・環境について	〇市町等教育委員会指導主事等を対象にした会議や校長研修会等において、各学校において各教科・領域等との関連がより一層図られるよう、学習指導要領の趣旨の周知徹底を図ります。	局
	高等学校期は生涯を見通した生活の管理や計画の重要性、社会的責任を理解し、主体的な判断が望まれる時期です。 高等学校期における消費者教育は、新たな学習指導要領に沿って、家庭科や公民科等において、契約の重要性及び消費者保護の仕組みの理解を深めることや、倫理的消費(エシカル消費)等の消費行動を実践できる態度を育成することが求められています。 三重県では、外部の専門家等の協力を得ながら、「消費者教育」、「法教育」等各種の実務教育を実施し、消費者として主体的に判断し行動することができる力を養います。	において、消費生活に関わる内容を1、2学年のうちに履修しているため、引き続き家庭科の授業の充実に努めます。 〇公民科や商業科をはじめ、関係する教科と連携し、生徒が消費者の権利と責任について理解し、契約の重要性及び消費者保護の仕組みを理解するとともに、自立した消費者として、適切な意思決定に基づいて行動することや責任ある消費について考えを深めることができるよう、引き続き、消費	られたことから、すべての学校の家庭科の授業において、消費生活に関わる内容を1、2学年のうちに履修するように計画するとともに授業の充実に努めました。 〇公民科や商業科をはじめ、関係する教科と連携し、生徒が消費者の権利と責任について理解し、契約の重要性及び消費者保護の仕組みを理解し、対した当費者として、適切な意思のに基づいて行動することや責任ある消費に基づいて行動することや責任ある消費に基づいて行動することや責任ある消費に基づいて考えを深めることができるよう、消費者教育に基づいてきるよう、消費者を記して、消費者として様々な生る場所の実務教育を実施し、消費者として様々な生活情報を活用し、適切に判断し、倫理的消費(エシカル消費)等、持続可能な社会をめざして主体	い、引き続き家庭科の授業の充実に努めます。 〇公民科や商業科をはじめ、関係する教科と連携し、生徒が消費者の権利と責任について理解し、契約の重要性及び消費者保護の仕組みを理解するとともに、自立した消費者として、適切な意思決定に基づいて行動することや責任ある消費について考えを深めることができるよう、引き続き、消費者教育に係る授業の充実に努めます。 〇外部の専門家等の協力を得ながら、「消費者教育」「法教育」等各種の実社会との接点を意識した実務教育を実施し、消費者として様々な生活情報を見極め、適切に判断し活用しながら、倫理的消費(エシカル消費)等、持続可能な社会をめざして主体的に消費に係る行動を実践し、積極的に社	

	オ 特別支援学校における消費者教育の推進 特別支援学校では、消費者トラブルに遭わないために金銭管理等の基本的な知識が得られるよう、学校の実情や児童生徒の発達段階に応じた消費者教育を推進します。 また、高等部の生徒においては、社会に参画する準備段階として、金銭管理の学習を中心とした消費者教育に取り組みます。	ないために金銭管理等の基本的な知識が得られるよう、引き続き学校の実情や児童生徒の発達段階に応じた消費者教育に取り組みます。 〇特に高等部は、消費者被害等に遭わないため	学習等を行うなど、児童生徒の発達段階に応じた 消費者教育に取り組みました。 〇高等部は、外部講師を招き、インターネットトラ	本的な知識が得られるよう、引き続き児童生徒の発達段階に応じた消費者教育に取り組みます。	教育委員会事務 局 (特別支援教育 課)
	カ 大学・専門学校等における消費者教育の推進 大学生等の若年者は生活において自立を進め、消費生活のスタイルや 価値観を確立し自らの行動を始める時期です。 大学や専門学校等での消費者教育を推進するため、各学校等と積極的 に連携・協働し、消費者教育に関する検討を行うとともに、啓発や情報提 供を行うことで、大学生等の消費者被害の未然防止・拡大防止に取り組 みます。	ます。 〇ラジオ番組に出演し、若年者向けの啓発活動を 行います。 〇SNSを用いた広告啓発やTV・映画等の媒体に	〇高校生や大学生等を対象に消費者トラブル事例の紹介やその対処法、成年年齢引き下げ等について青少年消費生活講座を実施しました。新型コロナウイルスの影響はあったものの、前年度より実施回数、参加人数は増加し、若年者層における消費者被害の未然防止・拡大防止につなげることができました。 (計31回実施 2,442人参加) 〇ラジオ番組に出演し、成年年齢引き下げやそれに伴う消費者トラブルについて大学生とトークセッションを行いました。(2回) 〇若年者の関心が高いSNSを用いた広告啓発やTV・映画等の媒体による啓発を行い、成年年齢引き下げに関して情報提供を行いました。	大防止に向け、大学等において青少年消費生活 講座を実施します。 〇ラジオ番組を活用した若年者向けの啓発活動 を行います。 〇SNSを用いた広告啓発やTV・映画等の媒体に よる啓発を行い、成年年齢引き下げやそれに伴う 消費者トラブル等について情報提供します。	環境生活部 くらし・交通安全 課)
②地域社会における消費者教育の推進	ア 高齢者や障がい者等に対する消費者教育の推進 人に会う機会や情報を得る機会が少ない高齢者や障がい者等の消費 者被害を防止するため、各地域において消費生活に関する出前講座を実施します。 また、地域におけるきめ細かな啓発活動を実施するため、日常的に地域での啓発を担う「消費者啓発地域リーダー」の養成を行うとともに、市町における「消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)」の設置を促進し、地域における見守り力の向上を図ります。	座を実施し、高齢者の消費者トラブル防止に取り組みます。 〇特別支援学校高等部や障害者就労施設などでの出前講座等を通じ、消費生活上特に配慮を要する消費者トラブルの防止に取り組みます。 〇消費者啓発地域リーダー養成講座を地域リーダーの少ない南部地域を中心に開催し、地域リーダーの増加に努めます。 〇市町を訪問し、消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置を引き続き働きかけま	止に取り組みました。新型コロナウイルスの影響はあったものの、令和3年度に比べ申込数、参加者はともに増加しました。 消費生活出前講座:13回(239人) 出前トーク:2回(64人) 〇消費者啓発地域リーダー養成講座をリーダーが少ない南勢地域、東紀州地域の2会場で開催しました。 参加者計45名(うち新規リーダー登録人数9名) 〇市町担当課会議等を通じて見守りネットワーク	座を実施し、高齢者の消費者トラブル防止に取り (組みます。 〇特別支援学校高等部や障害者就労施設などでの出前講座等を通じ、消費生活上特に配慮を要する消費者トラブルの防止に取り組みます。 〇消費者啓発地域リーダー養成講座を地域リーダーの少ない地域を中心に開催し、地域リーダーの新規養成に努めます。 〇市町を訪問し、消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置を引き続き働きかけま	環境生活部 くらし・交通安全 課)
	イ 外国人に対する消費者教育の推進 外国人住民は、自国との商習慣の違いや、日本語の理解が必ずしも十分ではなく情報の入手が限定的であることなどから、契約トラブルや消費者被害に遭うケースがみられます。 外国人住民が、日々のくらしの中での消費行動や契約にかかる注意点を理解できるように、多言語に対応した消費者被害防止のための研修会等を実施します。	の入手が限定的であることから、契約トラブルや 消費者被害の問題が発生しています。このため、 日々のくらしの中での消費行動や契約に係る注意	ため、外国人住民等を対象とした研修会(全3回、計102名参加)を開催しました。 〇参加者の母語に対応した通訳者を配置し、参加者の年齢やニーズに配慮した内容で実施しまし	情報発信します。	環境生活部(ダイバーシティ社会推進課)

	範やルールを身に付け、他者との関わりを持ちながら社会性を身に付けていけるよう、教えていくことが大切です。特に、消費行動は、子どもの生活の中で社会と直に接する部分であり、金銭や物を大切にするという意識を子どもに身に付けさせることが大切です。また、インターネット等を通じたトラブルが低年齢でも発生していることから、保護者が、子どもに対して、スマートフォンやインターネットの使い方や危険性について積極的に教育を行っていくことが望まれるとともに、保護者自身がインターネット等に関する知識を持つことも大切です。	活出前講座」において、実施校を通じて保護者の参加を呼びかけます。 〇学校と連携し、保護者会・PTA等の場での消費生活出前講座を実施します。 〇インターネットトラブルや新型コロナによるいじめや人権侵害から児童生徒を守るため、ネット上の不適切な書き込みを検索するネットパトロールを年間とおして実施するとともに、ネット上の不適切な書き込みを発見した場合に、その内容を投稿	トを用いて、体験型謎解き学習による出前講座を開催し、持ち帰って家族と話し合う機会を設けることができるような内容としました。 (小学校3校、中学校5校) OSNSなどでの閉ざされたやりとりにおいて、不適切な書き込みを発見した場合に、その内容を投稿できるアプリ「ネットみえ~る」を運用しました。令和4年度のダウンロード数は19,798件、投稿数は38件(うち、子どもに関わる投稿は6件)あり、学校や市町教育委員会等と連携して対応しました。	防止に向け、小中学校を対象に新たに制作する動画による啓発を実施します。また、実施校を通じて保護者に対しても動画の視聴を呼びかけます。 〇学校と連携し、保護者会・PTA等の場での消費生活出前講座を実施します。 〇インターネット上の不適切な書き込みを発見した場合に、その内容を投稿できるアプリ「ネットみえ~る」を引き続き運用します。 〇いじめや人権侵害から児童生徒を守るため、インターネット上の不適切な書き込みを検索する	環境生活部 (くらし・交通安全 課) 教育委員会事務 (生徒指導課)
	〇児童生徒がインターネット上のいじめや誹謗中傷について考え、学ぶことができる教材「ネットモラルトレーニング」を県教育委員会のホームページに掲載し、児童生徒や教員が活用するよう周知していきます。	年実施している年3回(平日15日間を3回)に加え、新型コロナに係る不適切な書き込み等の検索を、平日の毎日実施しました。令和4年度に検知した不適切な書き込みは、290件(うち、新型コロナ関連2件)あり、学校や市町教育委員会等と連携して対応しました。 〇ネットパトロールや「ネットみえ~る」で得られた	日毎日実施していた新型コロナに係る不適切な書き込み等のネットパトロールは、令和5年度は年3回のネットパトロールの中で実施します。 〇児童生徒がインターネット上のいじめや誹謗中傷について考え、学ぶことができる教材「ネットモラルトレーニング」を、引き続き「STOP!いじめ		
費者教育の推進	事業者においては、公正で持続可能な社会の形成に寄与するため、「持続可能な開発目標(SDGs)」の視点を持った経営が求められます。また、消費者の意見をいかした商品・サービスを提供するなど、消費者を重視した事業活動「消費者志向経営」を行うことが、消費者と事業者による健全な市場の実現のため期待されています。さらに、消費者教育推進法第14条では、「事業者は、その従業者に対し、研修を実施し、又は事業者団体等が行う講習会を受講させることなどを通じ、消費生活に関する知識及び理解を深めるよう努める」とされています。そこで、事業者は従業員に対し、若年層については契約に関するルールや、生活設計管理など社会人としての基礎知識を身につけさせ、中高年層に対しては、高齢者が巻き込まれやすい消費者トラブルや退職後の生活設計情報などの従業員教育を実施することが必要です。このように、企業において消費者教育に取り組むことは、企業の社会的責任(CSR)の観点からも有意義であり、三重県では、「消費者志向経営」についての情報提供を行うとともに、各企業のお客様サービス窓口担当者等との情報交換を積極的に行うなど、企業における消費者教育を支援していきます。	ワーク」会議の開催や事業者団体が主催する懇談会等への参加を通じて、消費者志向経営や従	「みえ・くらしのネットワーク」会議を開催し、県が 実施する消費者啓発活動等を紹介することで、消 費者志向経営や従業員への消費者教育の一助と	議の開催や事業者団体が主催する懇談会等への 参加を通じて、消費者志向経営や従業員への消	

第1項 自主的かつ合理的な消費活動への支援(消費者教育推進計画)

2 消費者教育の担い手の育成と多様な主体との連携

主要な施策	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和4年度実施概要	令和4年度実施結果	令和5年度実施概要	所管部課
①消費者教育の担い手の育成		したWebサイトにおいて、タイムリーな情報の提供に努めます。 〇青少年消費生活講座について、庁内担当課及	てあらゆる世代に対して啓発を行いました。また、 県消費生活センターホームページ内のWebサイト において、情報提供に努めました。 〇青少年消費生活講座について、庁内担当課及	いて、タイムリーな情報の提供に努めます。	環境生活部 (くらし・交通安全 課)
		〇自立した消費者を育成するため、教職員の指導力向上を図る研修を、5講座(集合研修1講座、遠隔研修1講座、集合・遠隔(ハイブリッド型)研修3講座)実施します。 〇キャッシュレス化やインターネット上での売買など消費生活が多様化するなか、児童生徒が消費者トラブルにあわないよう、教職員の知識技能および授業力の向上が不可欠です。また、令和4年に施行された成年年齢引き下げを踏まえ、自立した消費者を育成するための主体的な学びにつながる研修を、人権教育研修や特別支援教育研修、外国人児童生徒の教育研修、生徒指導研修の他、情報教育研修において実施します。このほか、オンデマンド型研修「ネットDE研修」で消費者教育に係る教材を配信し、教職員の指導力向上に努めます。	る研修を5講座(集合研修1講座、遠隔研修1講座、集合・遠隔(ハイブリッド型)研修3講座)実施しました。 ①社会的マイノリティの人々の消費者としての権利保障の視点から人権尊重と多様性について学ぶ研修 ②特別な支援を必要とする児童生徒がインターネットにつながる機器を使用するにあたり、ワンクリック	導力向上を図る研修を、5講座(集合研修1講座、遠隔研修3講座、集合・遠隔(ハイブリッド型)研修1講座)実施します。 〇キャッシュレス化やインターネット上での売買など消費生活が多様化するなか、児童生徒が消費者トラブルにあわないよう、教職員の知識技能能力が不可欠です。また、令和4年に施行された成年年齢引き下げを踏まえ、に消費者を育成するための主体的な学びにがる研修を、人権教育研修や特別支援教育研修、外国人児童生徒の教育研修、生徒指導の低、情報教育研修において実施します。このは、オンデマンド型研修「ネットDE研修」で消費者教育に係る教材を配信し、教職員の指導力向上に努めます。	教育委員会事務局(研修推進課)
	三重県では、消費者が主役となる消費者市民社会の実現のため、市町や県民、消費者団体、事業者団体、NPO、学校等の教育関係者、福祉関係者など、さまざまな主体と連携、協働することにより、効果的に消費者教育を推進します。また、県内全域における消費者教育の水準を向上させるため、市町の取組を支援します。 さらに、事業者等への指導・啓発活動を通じて、適正な経済活動につなげるとともに、事業者のお客様相談窓口等と情報交換を図るなど、事業者と消費者がより近い関係を構築できる取組を検討することで、消費者市民社会の推進を図ります。	「みえ・くらしのネットワーク」会議を開催することで、消費者教育や啓発に関する情報交換を行います。「みえ・くらしのネットワーク」会員が、消費生活相談員を対象とした勉強会に参加できるようにし、知識の向上を図ります。 〇引き続き、事業者の主体的な取組として事業者	「みえ・くらしのネットワーク」会議を開催し、県消費生活センターが行う消費者啓発活動について情報提供を行いました。また、新型コロナウイルスに関する県の指針や施策について会員に情報提供するとともに、会員が周知したい情報についても事務局を通して共有しました。 〇特定商取引法に基づく面接指導、景品表示法に関する事前相談への対応や事業者への調査・	ク」会議を開催することで、消費者教育や啓発に 関する情報交換を行います。また、「みえ・くらしの ネットワーク」会員が、消費生活相談員を対象とし た勉強会に参加できるようにし、知識の向上を図 ります。 〇引き続き、事業者の主体的な取組として事業者 訪問を受付け、特定商取引法に基づく指導等を行	

第1項 自主的かつ合理的な消費活動への支援(消費者教育推進計画)

3 消費生活に関する情報提供と啓発

	主要な施策	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和4年度実施概要	令和4年度実施結果	令和5年度実施概要	所管部課
9	費者が合理的な選択 ができる環境の整備	ビスに関する安全情報の提供を充実します。また、ホームページでの情報 提供や出前講座・青少年講座など、消費者が利用しやすい手段や方法で 情報提供するとともに、消費者からの相談等にも迅速に対応します。	ひとりが消費者市民社会の一員として行動できるような取組を実施します。 〇若年者から高齢者まであらゆる世代に対してさまざまな媒体を活用した啓発を行うとともに、Webサイトを中心に、わかりやすく持続的な情報提供に努めます。 〇県内大型ショッピングセンターや各種団体等が行うイベントに出展するなど、関係団体と連携した	大人が知っておきたいお得話」をテーマに、会場参加とオンライン参加のハイブリット形式で開催しました。 〇チラシ、ラジオ、テレビ、SNSなどの媒体を通してあらゆる世代に対して啓発を行いました。また、県消費生活センターホームページ内のWebサイトにおいて、情報提供に努めました。 〇県内大型ショッピングセンターや各種団体が行	して行動できるような取組(講演会・セミナー等)を実施します。 〇若年者から高齢者まであらゆる世代に対してさまざまな媒体を活用した啓発を行うとともに、Webサイトを中心に、わかりやすく持続的な情報提供に努めます。 〇県内大型ショッピングセンターや各種団体等が	環境生活部(くらし・交通安全課)
0		消費者が自主的判断に基づいた消費生活を営むことができるように、各種情報媒体やホームページ、出前講座、講演会などを通じて消費者トラブルの事例、対応策を迅速に情報提供し、消費者に注意喚起を行うとともに、消費者ホットライン(188)等の周知を図ります。また、消費者団体、事業者団体、行政等が参画する「みえ・くらしのネットワーク」における連携を強化し、各団体間の情報共有や各地域で開催されるイベントへの出展な	したWebサイトを活用し、わかりやすく持続的な情報提供に努めます。 〇「みえ・くらしのネットワーク」の会員との連携による消費者啓発を実施します。 〇消費者が啓発活動を行う際に活用できるように、県消費生活センターの展示ホールにおける展示や書籍、DVD、パンフレット等を充実します。	てあらゆる世代に対して啓発を行いました。また、 県消費生活センターホームページ内の消費者啓 発専用Webサイトにおいて、情報提供に努めました。 〇実地とオンライン参加によるハイブリッド形式で 「みえ・くらしのネットワーク」会議を開催し、県の 取組について情報提供するとともに、チラシの作	費生活センターホームページ内の消費者啓発専用Webサイトにおいて、わかりやすく持続的な情報提供に努めます。 〇「みえ・くらしのネットワーク」の会員との連携による消費者啓発を実施します。 〇消費者が啓発活動を行う際に活用できるように、県消費生活センターの展示ホールにおける展	環境生活部 (〈らし・交通安全 課)
		民法の成年年齢引下げを見据え、若年者が消費者トラブルに遭うことなく、自立した消費者として行動するための知識と意識の向上を図るため、講座やイベント、冊子、各種メディア等の多様な手法・情報媒体を活用した取組を行います。また、取組の実施にあたっては、若年者が主体的に参画できるよう工夫するとともに、市町や学校等と連携し、効果的な実施に努めます。	発を行います。 〇小学生や中学生には、単なる講義形式ではなく、興味をもって消費者としての知識が得られる事業を実施します。 〇令和4年4月から成年年齢が引き下げられたことから、高校生や大学生等の若年者を対象として、同年代の若者がピアサポーターとして参画し啓発を担うなど、若年者の消費生活に関する知識と意識の向上に向けた取組を実施します。	講座を実施し、自主的な判断のもと消費行動が行えるような啓発を行いました。 青少年消費生活講座 24校・31回実施 〇小・中学校向けに体験型謎解き学習による出前講座を行い、興味をもって消費者としての知識が得られる事業を実施しました。 小中学校消費生活出前講座 8校(小学校3校、中学校5校)実施	行動が行えるよう青少年消費生活講座を通じて啓発を行います。 〇小学生や中学生には、消費者トラブル事例やその対処法等が学べる動画を制作することで、興味をもって消費者としての知識が得られる事業を実施します。 〇令和4年4月から成年年齢が引き下げられたことから、高校生や大学生等の若年者を対象とし	課)

第1項 自主的かつ合理的な消費活動への支援(消費者教育推進計画)

4 公正で持続可能な社会の形成に向けた取組

主要な施策	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和4年度実施概要	令和4年度実施結果	令和5年度実施概要	所管部課
1環境に配慮した消費活動の促進	ア 環境に配慮した消費活動への取組 グリーン購入の取組や、企業・学校・行政の連携による、子どもたちが家庭内において取り組む環境マネジメントプログラムの実施、脱炭素社会の実現・気候変動・プラスチックごみ問題・食品ロスなど環境的課題をテーマに取り入れた県民向け環境講座等を通じて、倫理的消費(エシカル消費)の啓発を行います。 また、自動車やバイクによる通勤から、公共交通機関や自転車等による通勤への転換を促すため、企業との連携によるエコ通勤の取組や、毎週水曜日に実施する「みえエコ通勤デー」の普及を進めるとともに、マイバッグ・マイボトル運動の実施など、ワンウェイプラスチックをできる限り利用しないよう啓発を行います。	キャンペーンにより、人や社会・環境に配慮した消費行動(エシカル消費)を啓発していきます。 〇企業、学校、行政の連携により、子どもたちが家庭内において取り組む環境マネジメントプログラムを実施していきます。 〇県民一人ひとりが環境に配慮した行動を実践できるようにするため、脱炭素社会の実現や気候変動、食品ロスなどのテーマを取り入れた県民向け環境講座等の開催に加え、新たに省エネ家電の買い替えや、再配達削減のため荷物をできるだけ1回で受け取る等の取組の普及啓発を実施していきます。 〇自動車やバイクによる通勤から、二酸化炭素排出量の少ない公共交通機関や自転車等による五コ	して消費者に対する啓発キャンペーンを実施しました。 〇環境教育の実践活動として、子どもたちが家庭において省エネルギー活動を実践し、環境への意識を高める「キッズISO14000プログラム」に企業、学校、行政が連携して、取り組みました。 〇県民一人ひとりが環境に配慮した行動を実践できるようにするため、脱炭素社会の実現や気候変動に関する県民向けの情報誌を作成・配布するとに加え、新たに省エネ家電への買い替えや、再配達削減のため荷物をできるだけ1回で受け取る等の取組の普及啓発を実施しました。 〇自動車やバイクによる通勤から、二酸化炭素排出量の少ない公共交通機関や自転車等によるエコ	キャンペーンにより、人や社会・環境に配慮した消費行動(エシカル消費)を啓発していきます。 〇企業、学校、行政の連携により、子どもたちが家庭内において取り組む「みえこどもエコ活動」を実施していきます。 〇県民一人ひとりが環境に配慮した行動を実践できるようにするため、脱炭素社会の実現や気候変動、食品ロスなどのテーマを取り入れた県民向け環境講座等の開催に加え、省エネ家電への買い替えや、再配達削減のための取組の普及啓発を実施していきます。 〇自動車やバイクによる通勤から、二酸化炭素排出量の少ない公共交通機関や自転車等による通勤への転換を促すため、企業との連携によるエコ通勤の取組を進めます。	課)
			〇三重県庁プラスチックスマートアクションとして、マイバッグ・マイボトル運動及びプラスチック使用製品(事務用品、啓発物品)の環境物品等の調達方針に基づく調達の推進について、周知しました。 〇「みえスマートアクション宣言事業所登録制度を開始し、県内事業所の資源のスマートな利用を促進しました。(令和4年度末登録数 1,262事業所)	イプラスチックの使用削減の取組など「資源のスマートな利用」を促進します。	環境生活部 (資源循環推進 課)
		して環境に配慮した消費活動の啓発に取り組みます。	〇みえエシカル消費普及セミナーを開催し、講演やパネルディスカッション等を通じて、環境に配慮した消費活動の啓発を実施しました。また、エシカル消費に係る県民参加型啓発CMを制作し、SNSでの配信を行いました。 〇県で作成したエシカル消費に関する啓発チラシ等を、県内の大型ショッピングモール等での街頭啓発の際に配布しました。 〇県立大型児童館「みえこどもの城」において、「マネーの迷宮〜お金ってなーに〜」を実施し、未就学の幼児や低学年の小学生を対象に、クイズを用いて、環境に配慮した消費活動の重要性が体験できる啓発を行いました。	用して環境に配慮した消費活動の啓発に取り組みます。 また、未就学の幼児や低学年の小学生向けに 環境に配慮した消費活動の重要性が体験できる	環境生活部 (くらし・交通安全 課)

イ 環境教育との連携

三重県では、県内すべての幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学「の連携や保護者・地域社会等との連携など、創意「を中心として、異学年、小中学校間、保護者、地 校で、特に「学校環境デー(6月5日)」を中心として、地域の実情に応じ た、工夫した取組を行います。また、「ESD(持続可能な開発のための教 育)推進の手引き」(改訂版)や、新学習指導要領においても触れられてい|に配慮した望ましい行動をとることができるよう子 「稚鮎の放流等の創意工夫ある活動が行われまし る「持続可能な社会の創り手」の育成について、周知に取り組みます。

小中学校では異学年や幼稚園・小中学校等の間の連携や保護者・地域 社会等との連携など、創意工夫ある活動を行うことをとおして、環境教育 に取り組む意欲を一層高め、主体的によりよい環境を作り、環境に配慮し た望ましい行動をとることができる子どもたちの育成を図ります。

県立高等学校では、「県立学校環境マネジメント」に基づき環境教育・環 境保全活動に取り組みます。また、子どもたちが自ら考え、主体的に環境 |保全活動に参画していくために、市町、地元企業等と連携して、実践的で | O「学校環境デー」の取組 探究的な環境学習を推進します。

特別支援学校では、具体的な活動をとおして学習することが効果的なこ とから、体験活動などさまざまな学習場面において環境教育を推進しま

〇小中学校では、異学年や幼稚園・小中学校等と一〇小中学校では、6月5日の学校環境デーの取組|〇小中学校では、異学年や幼稚園・小中学校等と|教育委員会事務 工夫ある活動を行うことを通して、環境教育に関 |する学習に子どもたちが主体的に取り組み、環境 |コキャップ運動、蝶(アサギマダラ)の移動調査、 どもたちの育成を図ります。

|域社会等と連携して、地域の田んぼで米作り、エ |工夫ある活動を行うことを通して、環境教育に関

このような活動を通して環境教育に取り組む意 欲を一層高め、主体的によりよい環境を作り、環 境に配慮した望ましい行動をとることができる子ど |もたちの育成を図りました。

|の連携や保護者・地域社会等との連携など、創意 |する学習に子どもたちが主体的に取り組み、環境 |に配慮した望ましい行動をとることができるよう子 |どもたちの育成を図ります。

(小中学校教育

教育委員会事務

局

(高校教育課)

し、「学校環境デー」を中心とした時期に、生徒が 環境保全への意識を高め、家庭・地域・企業等と |連携しながら、創意工夫ある活動を行うことをとお |を設置し、図書委員が環境問題に関する新聞記 |して環境学習に取り組む意欲を一層高めることを |事の切り抜きを集め、生徒の意識啓発に努めまし |とおして、主体的によりよい環境を作り、環境に配 |た。また、県立亀山高等学校では、通学路清掃、 |の育成を図ります。

〇県立学校における環境マネジメントの取組

県立四日市農芸高等学校ではISO14001認証の O県立学校における環境マネジメントの取組 |維持継続を図っており、先進的な環境教育および| |環境保全活動を実施します。また、他のすべての |ネジメント」を作成し、環境教育および環境保全 |県立学校では独自の「県立学校環境マネジメン |活動を実施しています。 ト」を作成し、平成17(2005)年4月から、環境教育 |および環境保全活動の充実を図っており、引き続 き取り組んでいきます。

○「学校環境デー」の取組

県立学校で、環境教育に関する全体計画を作成」県立学校で、生徒が環境保全への意識を高め |る活動に取り組みました。例えば、県立伊勢高等 |学校では、学校図書館に環境問題図書コーナー |後期高齢者に制作した布製ティッシュケースカ |バーを贈るといった活動を学年ごとに行いました。|〇県立学校における環境マネジメントの取組

|〇「学校環境デー」の取組

県立学校で、環境教育に関する全体計画を作成 し、「学校環境デー」を中心とした時期に、生徒が |環境保全への意識を高め、家庭・地域・企業等と |連携しながら、創意工夫ある活動を行い環境学習 |に取り組む意欲を一層高めることをとおして、主体 |的によりよい環境を作り、環境に配慮した望ましい |慮した望ましい行動をとることができる子どもたち |市内複数個所に花苗のプランターを配達、市内の|行動をとることができる子どもたちの育成を図りま

> すべての県立学校で独自の「県立学校環境マネ すべての県立学校では独自の「県立学校環境マ|ジメント」を作成し、平成17(2005)年4月から、環 |境教育および環境保全活動の充実を図っており、 |引き続き取り組んでいきます。

|○県立特別支援学校では、「学校環境デー(6月5|○県立特別支援学校では年間を通じて、アルミ缶 |○県立特別支援学校では、「学校環境デー(6月5| 教育委員会事務 |日)」をはじめ、学校生活の様々な場面で具体的 |や牛乳パックのリサイクル、校内外の清掃活動、 |な体験を通して環境について学習します。特に児 |節水・節電、グリーンカーテンなど、環境教育に取 |な体験を通して環境問題や環境の保全について |童生徒の身近な課題として環境に配慮した暮らし |り組みました。また、校内でリサイクル活動に取り |学習します。特に児童生徒の身近な課題として環 について、節水・節電、ゴミの分別、学校内外での 組み、小学部では牛乳パックを洗う、中学部、高 |清掃活動、空き缶や牛乳パックのリサイクル活 |動、レジ袋の削減等の学習に引き続き取り組みま|統的、継続的に学習に取り組みました。

|等部では洗った牛乳パックの加工を行うなど、系

|日)」をはじめ、学校生活の様々な場面で具体的 |境に配慮した暮らしについて、節水・節電、ゴミの |分別、学校内外での清掃活動、空き缶や牛乳パッ |クのリサイクル活動など学習に引き続き取り組み ます。

(特別支援教育

課)

②食育と食品ロス削 ア 食育との連携 減に向けた取組

食育は、「食育基本法」に基づいて推進されていますが、食育の取組の 中で、食への感謝の念や地産地消の推進、食品廃棄・ロスの削減といっ た取組は、持続可能な社会の形成をめざす消費者教育の課題でもありま

三重県では、関係機関が連携し、食育と消費者教育との連携に努めま

地産地消については、身近にある地域の農林水産物やそれらに由来す るサービスを消費・享受することで、自らの生活や地域のあり方を消費者 に見つめ直してもらうことが重要です。そのために、食品関連事業者等と 連携した「みえ地物一番の日」キャンペーンにより、県産農林水産物の取 扱を定期的にクローズアップし、食材の魅力を伝え、日常の食生活等にお | 栽培方法で生産された農産物を自ら選択するための ける活用を推進するとともに、農林漁業体験活動等により、食への理解と 知識を得てもらうために、食品関連事業者等と連携し 感謝の念を醸成することで、食品廃棄・ロス削減につなげていきます。

さらに、学校での食の教育を進めるため、学校給食への地場産物の活 用割合を高める「みえ地物一番給食の日」を通じ、子どもたちの農林水産 業に対する理解を深めるとともに、学校給食に活用しやすい地場産物を 使用した商品開発を実施していきます。

また、学校教育活動全体で計画的・継続的に取り組む食育の充実を図 るため、引き続き、各学校における食育推進組織の設置・充実を働きかけ作成に取り組みます。 lます。

○第4次三重県食育推進計画に基づき、県内におけ の提供、地域食文化の継承などに取り組む方々や、 |市町関係者等を対象とした「三重県地域食育推進連 |検討を行うとともに、庁内関係部局からなる「三重県 |食育推進連絡会議」を開催します。

○企業との連携を強化し、従業員等の健康に配慮し た食育の推進を図る企業の取組を支援するため、昨 |年度モデル的に実施した企業との取組を、他企業へ 共有し、食育や地産地消の更なる推進を図ります。 〇県産農林水産物についての正しい情報や持続的な |示制度」の周知を行います。

○学校給食を食に関する指導の「生きた教材」として 活用するため、地域食材を利用した給食用加工品の |検討・開発や栄養教諭が利用できる普及啓発資料の

○県内で農林漁業体験機会の提供や地域食文 |る食育を推進するために、県内で農林漁業体験機会 | 化の継承などに取り組む方々や、市町関係者を |対象とした「三重県地域食育推進連絡会議」、庁 内関係部局からなる「三重県食育推進連絡会議」 絡会議」を開催し、活動情報の共有、食育推進方法のを開催し、活動情報の共有、食育推進方法の検 討などを行いました。

> 〇県内量販店が実施する「みえ地物一番」キャン ペーンを支援するとともに、県産農林水産物につ いての正しい情報や持続的な栽培方法で生産さ |れた農産物を自ら選び取るための知識を得てもら|いみえの安心食材表示制度」の周知を行います。 |うために、生産者に焦点を当てた「人と自然にやさ|また、県産農林水産物の認知度の向上や家庭で |しいみえの安心食材表示制度」の普及啓発に取り|の利用の促進に向け、県内のホテル・レストランに |組みました。

|た「みえ地物一番の日」キャンペーンを継続的に実施 |○地産地消による地域社会への貢献と企業の健 |トを開催します。 |するとともに、「人と自然にやさしいみえの安心食材表|康経営の推進を目的として、県内事業所(1社)の 従業員食堂において、県産食材を使用したメ

|ニューの提供や従業員の健康づくりに寄与する食|ため、昨年度モデル的に実施した企業との取組 |育をモデル的に実施しました。

|〇三重県学校給食会と連携して、地場産品導入 のための普及啓発資料の作成(伊勢茶、しめじ) や給食メニューの開発(あじミンチ)を行いました。

|○第4次三重県食育推進計画に基づき、「三重県 |地域食育推進連絡会議」や「三重県食育推進連 |絡会議」を開催し、活動情報の共有、食育推進方 |法の検討を行います。

|〇県産農林水産物についての正しい情報や持続 的な栽培方法で生産された農産物を自ら選択す |るための知識を得てもらうために、食品関連事業 |者等と連携した「みえ地物一番の日」キャンペーン |を継続的に実施するとともに、「人と自然にやさし |おける「みえの食」フェアや、料理のレシピコンテス

│○企業との連携を強化し、従業員等の健康に配 |慮した食育の推進を図る企業の取組を支援する |を、他企業へ共有し、食育や地産地消の更なる推 |進を図ります。

|○学校給食を食に関する指導の「生きた教材」と |して活用するため、地域食材を利用した給食用加 |工品の検討・開発や栄養教諭が利用できる普及 |啓発資料、県産農林水産物を使用したレシピ集の |作成に取り組みます。

農林水産部 (フードイノベー ション課)

教育委員会事務 局 (保健体育課)

イ 食品ロス削減に向けた取組		○全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会		環境生活部
			による全国的な取組に協力し、食べきり宴会推進	
体がこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無				課)
駄にしない意識の醸成とその定着を図ります。このため、食品ロス削減月		よえなから中町や飲食店寺と連携して取り組みま	まえなから中町や飲食店寺と連携して取り組みま	
間などの全国的な取組をはじめ、さまざまな機会を捉え、効果的な啓発活動を実施します。		した。 ○関係団体、NPO、企業等と連携し、生活困窮者	9。 ○関係団体 NDO 企業等と連携 生活因窮者	
動を実施します。 また、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できる				
だけ食品として活用していくため、食品提供企業とフードバンク団体等をつ				
なぎ、ネットワーク化を促進する取組等を行います。	重求及品提供システム・ジョンジ加固体を 順次拡大させます。	テム「みえ~る」の参加団体は令和5年3月末時		
なこく 1・フェン プロで 灰足 アの水血 守と口 ひの ア。		点で78事業所が登録し、約12tの食品が提供され		
	れ残ることでそのままでは廃棄されてしまう食品と		小売店に対するレールポップやポスター、外食産	
		〇フードシェアリングサービス(食品小売業等で売		
		れ残ることでそのままでは廃棄されてしまう食品と		
	す。	購入希望者とのマッチングを行うWEBサービス)の	品ロス量の推計を行い、排出実態の把握を行い	
	〇実態調査により県内の家庭系及び事業系の食	市町への導入支援をモデル事業として実施しまし	ます。	
		た。令和5年3月末時点で4市(桑名市、亀山市、		
	ます。	伊勢市、志摩市)が参加しており、計55店舗が登		
		録し、約2.8tの食品が販売されました。		
		○実態調査により県内の家庭系及び事業系の食		
		品ロス量の推計を行い、排出実態の把握を行い		
		ました。		
				TIII + 1
		〇みえエシカル消費普及セミナーを開催し、講演		環境生活部
		やパネルディスカッション等を通じて、食品ロス削減の取得について紹介しました。		(くらし・交通安全
	活出前講座やさまざまなイベント等の実施の際 に、食品ロス削減の取組についても情報提供を行		発するほか、消費生活出前講座やさまざまなイベント等の実施の際に、食品ロス削減の取組につい	課)
	ハナオ		ても情報提供を行います。	
	[··· & 9 °		CONTRIBERCE 110 SS 9 8	
	○様々な機会を捉えて、食品ロス削減を啓発しま	〇新たに食品ロス削減の目標も盛り込んだ「第4		農林水産部
	す。	次三重県食育推進計画」を分かりやすくまとめた		
			記事掲載など、様々な機会を捉えて食品ロス削減	ション課)
			を啓発します。	
		○食育に関するイベントでのパネル展示や新聞 広告地への「食日ロス制減」に関する記事の提載		
		広告枠への「食品ロス削減」に関する記事の掲載 などに取り組みました。		
		なこに収り配のよした。		
	ı	I .		i l

F-=					T
(3)人や社会に配慮した消費活動の促進	フェアトレード製品や福祉作業所などの製品などを選ぶことは、開発途上国の生産者や労働者、障がいのある人の支援と自立への後押しにつながります。 消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うことは、消費者市民社会の形成にとって重要であり、三重県においても関係機関・団体と連携し人や社会に配慮した消費活動の普及啓発を推進します。 また、学校教育においては、消費者市民社会を実現し、持続可能な社会を構築できるよう、環境教育等と関連付けたSDGsの観点を重視した学習や、フェアトレードの取組等から公平・公正を考える学習等をとおして、倫	て、高校等における取組の促進や県民向けセミナーの開催等により取り組みます。	たボールの配付を行い、授業等での活用を呼び	〇倫理的消費(エシカル消費)の普及啓発について、高校等における取組の促進や環境フェア等への出展により取り組みます。	環境生活部 (くらし・交通安全 課)
	क 9 °	験的な学習活動の充実に努めます。 〇公民科や商業科等関係する教科と連携し、自立した消費者として、生活と環境との関わりや持続可能な消費について理解するとともに、持続可能な社会へ参画することの意義について理解を深められるような授業の充実に努めます。 また、消費者教育コーディネーター等も活用しながら、生徒が消費者の権利と責任を意識して行動	験的な学習活動の充実に努めました。 〇公民科や商業科等関係する教科と連携し、自立した消費者として、生活情報を活用し、適切な意思決定に基づいて行動することや責任ある消費について考えを深める事ができるような授業の充実に努めました。 また、外部講師等も活用し、生徒が生活と環境と	験的な学習活動の充実に努めます。 〇公民科や商業科等関係する教科と連携し、自立した消費者として、生活と環境との関わりや持続可能な消費について理解するとともに、持続可能な社会へ参画することの意義について理解を深められるような授業の充実に努めます。また、消費者教育コーディネーター等も活用しながら、生徒が消費者の権利と責任を意識して行動し、倫理的消費(エシカル消費)等の消費行動を	
	イ 国際理解教育との連携 国際理解教育は、海外の文化や外国の人々との接点を理解させ、環境 や資源など地球規模の社会問題を考えさせることをねらいとしており、国 内外の社会情勢および地球環境に与える影響を自覚することは、消費者 教育を行ううえで重要です。 三重県では、外国語指導助手(ALT)をはじめとした外国の人たちとのコ ミュニケーションの機会の提供等、学校教育における効果的な国際理解 教育の推進に努めながら、消費者教育との連携を図ります。 また、ユニセフ、ユネスコ、NGO、NPO等のさまざまな機関と連携し、子 どもたちが多様な生き方、価値観、文化等に触れる機会を創出します。	べき行動を考え、自主的、合理的な消費者行動を 実践する消費者市民社会の構築に向けた取り組 みを進める中で、SDGsの推進など国際的な取組 への理解を促します。	の促進を図りました。	べき行動を考え、自主的、合理的な消費者行動を 実践する消費者市民社会の構築に向けた取り組 みを進める中で、SDGsの推進など国際的な取組	環境生活部 (くらし・交通安全 課)
		供するため、ダイバーシティ社会推進課の行う出前講座の取組を周知します。また、教科書のなかで消費者教育に関わる単元等の活用を推進します。 〇ユニセフ、ユネスコ、NGO、NPO等のさまざまな機関の取組を紹介したり、連携を図ることで、子ど	LT)と連携して英語教育を行うとともに、ALTの出身国の文化紹介など、国際理解教育も進めました。また、小中学校の教科書で取り上げられている環境保全やエネルギー問題を扱う題材などを活用し、環境や資源に関する消費者教育を推進しま	の学習だけでなく、ALTの出身国の文化紹介など、国際理解教育も進めます。また、社会科や家庭科などの教科書のなかで消費者教育に関わる単元等の活用を推進します。 〇ユニセフ、ユネスコ、NGO、NPO等のさまざまな機関の取組を紹介したり、連携を図ることで、子どもたちが多様な生き方、価値観、文化等に触れる	教育委員会事務 局 (小中学校教育 課)

第2項 消費者の安全・安心と適正な取引等の確保

1 食の安全・安心の確保

主要な施策	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和4年度実施概要	令和4年度実施結果	令和5年度実施概要	所管部課
①「三重県食の安 全·安心確保基本方	ア「三重県食品監視指導計画」に基づく取組 食中毒の発生を防止するため、食肉および食鳥肉の取扱施設、飲食店、集団給食施設、食品製造業等を重点的に監視指導します。 また、観光客や来県者の増加が見込まれる観光地等での食中毒発生 の予防対策を重点項目として、監視指導を行います。 さらに、食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理の取組を適切に実施していることを確認します。	製造業等を重点的に監視指導します。 〇観光客や来県者の増加が見込まれる観光地等での食中毒発生の予防対策を重点項目として、監視指導を行います。 〇食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理の取組を適切に実施していることを確認します。	する必要がある施設:603施設、その他の施設:7,784施設) 〇発症すると重症化の可能性がある腸管出血性大腸菌や、近年、増加傾向にあるカンピロバクターによる食中毒の発生を防止するため、食肉等	鳥肉の取扱施設、飲食店、集団給食施設、食品製造業等を重点的に監視指導します。 〇観光客や来県者の増加が見込まれる観光地等での食中毒発生の予防対策を重点項目として、監視指導を行います。 〇食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理の取組を適切に実施していることを確認します。	医療保健部 (食品安全課)
	農薬の販売業者や使用者、肥料の生産業者や販売業者に対して立入 検査・指導を実施するとともに、適正使用のための情報提供や指導を行	記帳漏れ等の不備がないように、引き続き、立入 検査等を実施し、指導・啓発を行います。 〇生産資材の使用者に対して、適正利用の知識 と理解が深められるよう、研修会等で普及・啓発 を行います。		の適正な流通に向け、特に通報に基づく疑義案件に対する監視指導に注力して取り組みます。 〇生産資材の使用者に対して、適正利用の知識と理解が深められるよう、研修会等で普及・啓発	農林水産部 (農産物安全·流 通課)
			○養殖業者に対して、医薬品使用状況調査、巡回、講習会などにより、水産用医薬品の適切な使用方法に関する情報提供や指導を実施しました。		農林水産部 (水産振興課)
		物用医薬品販売業者への立入検査を実施します。 〇畜産農家への飼料使用に対する監視指導や、 畜産農家への動物用医薬品使用に対する監視指 導を実施します。	〇動物(水産)用医薬品や飼料の適正な流通を確保するため、令和4年度から令和6年度の3年間で県内全ての動物(水産)用医薬品、飼料および飼料添加物販売業者の監視指導を実施する計画に基づき、立入検査等を実施しました(動物(水産)用医薬品の販売業者51件、飼料及び飼料添加物の販売業者37件)。その結果、違反事例はありませんでした。 〇動物用医薬品や飼料等の適正使用により安全な畜産物が生産されることを目的に、令和3年度から令和6年度の4年間で県内全ての畜産農場の監視指導を実施する計画に基づき、立入検査と指導を実施しました。その結果、令和4年度の違反事例はありませんでした。	物用医薬品販売業者への立入検査を実施します。 ○畜産農家への飼料や動物用医薬品使用に対 する監視指導を実施します。	農林水産部 (家畜防疫対策 課)

ウ「米トレーサビリティ法」に基づく取組 「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に基づき、米穀事業者に対する立入調査を実施します。	〇米穀の適正な流通を図るため、トレーサビリティの起点となる生産者と流通業者を中心に立入調査を実施します。	米穀が適正に流通していることを確認しました。	〇米穀の適正な流通を図るため、トレーサビリティの起点となる生産者と流通業者を中心に立入調査を実施します。	農林水産部 (農産物安全・流 通課)
エ コンプライアンス意識の向上の取組 事業者におけるコンプライアンス意識の向上や関係法令に関する理解 の促進を図ります。	め、関係部局が連携して、「三重県食の安全・安 心確保推進月間」に食品関連事業者等のコンプラ	〇食品関連事業者等のコンプライアンス意識の向上を図るため、「三重県食の安全・安心確保推進月間」に「食品業界の信頼性向上」及び「消費者庁におけるエシカル消費の取組」に関する研修会を開催しました(開催日:10月12日、WEB・対面併用、参加者数:47名)。	め、関係部局が連携して、「三重県食の安全・安 心確保推進月間」に食品関連事業者等のコンプラ イアンス意識の向上を目的とした研修会を開催し ます(開催予定:10月頃)。	農林水産部 (農産物安全・流 通課) 医療保健部 (食品安全課) 環境生活部 (くらし・交通安全 課)
消費者に対して、食の安全・安心についての正確な情報提供を行うとともに、食の安全・安心の確保に努力する事業者の情報を発信し、理解の促進を図ります。また、CSF等に起因した食に対する安全・安心に関する	わかりやすい情報の効率的・効果的な発信に取り 組みます。	民の皆さんの食の安全・安心に関する意識の把握に努めるととともに、ホームページ「食の安全・		農林水産部 (農産物安全•流 通課)
	択する力を養うため、学校や家庭・地域の食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるための情報提供や学習機会の提供に取り組みます。	〇県内量販店が実施する「みえ地物一番」キャンペーンを支援するとともに、県産農林水産物についての正しい情報や持続的な栽培方法で生産された農産物を自ら選び取るための知識を得てもらうために、生産者に焦点を当てた「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」の普及啓発に取り組みました。 〇地産地消による地域社会への貢献と企業の健康経営の推進を目的として、県内事業所(1社)の従業員食堂において、県産食材を使用したメニューの提供や従業員の健康づくりに寄与する食育をモデル的に実施しました。 〇三重県学校給食会と連携して、地場産品導入のための普及啓発資料の作成(伊勢茶、しめじ)や給食メニューの開発(あじミンチ)を行いました。	択する力を養うため、学校や家庭・地域の食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるための情報提供や学習機会の提供に取り組みます。	農林水産部(フードイノベーション課)
	〇本年度も「みえの地物が一番!朝食メニューコンクール」を実施し、地場産物を活用した献立作成や調理をとおして、子どもたちが食の安全・安心について考える機会とします。		〇本年度も「みえの地物が一番!朝食メニューコンクール」を実施し、地場産物を活用した献立の作成を通して、子どもたちが食の安全・安心について考える機会とします。	教育委員会 (保健体育課)

食品監視指導計画及び農畜水産物監視指導計画に基づき、食品および農畜水産物等の生産段階や製造・流通段階での監視、指導、検査を実施するとともに、これらに関係する情報の公開・提供を行い、消費者の意	年度農畜水産物監視指導計画」に基づき、食品および農畜水産物等の生産・製造や流通、販売段	体)を実施しました。また、監視指導時に、「食品表示法」に基づいた加工食品等における食品表示状況の確認(758施設)に取り組みました。これらの結果、食品の製造、加工もしくは輸入業者又		農林水産部 (農産物安全·流 通課)
農畜産物の安全確保、労働安全等のため、生産者に対してGAP手法の導入を促進します。	用できることから、県内多くの産地でGAPが実践されるように、引き続き指導・助言が行えるGAP指導員の育成に取り組み、地域GAP推進チームを核とした普及体制の強化を図ります。 OGAPの普及・定着には、消費者や食品等事業	を実践する農業経営体の拡大に取り組み、「三重国際水準GAP支援制度」を含めたGAPの認証取得・実践件数は125件となりました。(令和5年3月末現在、うちGAP認証件数105件) 〇生産者に対して適切な指導ができるよう、普及指導員やJA営農指導員、地域のリーダーとなる生産者等を対象とした基礎研修や現地における指導実践研修等により、GAP推進指導員の育成に継続的に取り組みました。(令和5年3月末現	されるように、引き続き指導・助言が行えるGAP 推進指導員の育成に取り組み、地域GAP推進 チームを核とした実践支援体制の強化を図りま す。 OGAPの普及・定着には、消費者や食品等事業 者に対するGAPの理解促進が必要であることから、みえのGAP認証農場と農産物を掲載した「GA P認証農産物カタログ」の充実を図るとともに、商 談会等の機会を通じて実需者への情報提供を行います。	農林水産部 (農産物安全·流 通課)
	り、認証取得を目指す意欲的な生産者を的確に 指導し、認証取得へと導きます。 ① 認証未取得農家への普及啓発② 農場HACCP	畜産物の指導員を含む地域推進チームと関係団	や、既に認証を取得している農場での認証継続に対して的確な支援を実施します。	農林水産部 (家畜防疫対策 課)
	○米穀取扱事業者に対する巡回指導において、 米トレーサビリティ法等に対する周知を図ります。	〇米穀取扱事業者(180件)に対する巡回指導に おいて、米トレーサビリティ法等に対する周知徹底 を図りました。	〇米穀取扱事業者に対する巡回指導において、 米トレーサビリティ法等に対する周知を図ります。	農林水産部 (農産物安全・流 通課)

第2項 消費者の安全・安心と適正な取引等の確保

2 商品・サービスの安全の確保

主要な施策	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和4年度実施概要	令和4年度実施結果	令和5年度実施概要	所管部課
①家庭用品等の安 全の確保	ア 家庭用品の安全の確保 「消費生活用製品安全法」、「家庭用品品質表示法」に基づく立入検査 を実施し、販売事業者等に対する指導を行います。 また、家庭用品による健康被害の発生を未然に防ぐため、「有害物質を 含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、販売事業者等に対す	〇引き続き「消費生活用製品安全法」、「家庭用品品質表示法」に基づく立入検査を実施し、販売事業者等に対する指導を行います。	〇県において「消費生活用製品安全法」3店舗、「家庭用品品質表示法」6店舗の立入検査を実施し、販売事業者等に対する指導を行いました。	〇引き続き「消費生活用製品安全法」、「家庭用品品質表示法」に基づく立入検査を実施し、販売事業者等に対する指導を行います。	環境生活部 (くらし・交通安全 課)
	る監視・指導を行うとともに、家庭用品衛生監視員の資質向上に努め、監視体制の強化を図ります。	〇家庭用品による健康被害の発生を未然に防ぐため、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、有害物質を含有する家庭用品の試買検査を実施するとともに、家庭用品衛生監視員等の資質向上を目的とした研修会を実施します。	に防ぐため、有害物質を含有する家庭用品の試 買検査を21検体実施し、すべて基準に適合してい	ため、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、有害物質を含有する家庭用品の試買検査を実施するとともに、家庭用品衛生監視員等の資質向上を目的とした研修会を実施	医療保健部 (薬務課)
	イ 電気用品・ガス用品等の安全の確保 電気用品・ガス用品等の安全性を確保するため、「電気用品安全法」、「ガス事業法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき、販売事業者に対する立入検査・指導を行います。	〇電気用品·ガス用品等の安全性を確保するため、「電気用品安全法」、「ガス事業法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき、販売事業者に対する立入検査・指導を行います。	検査を行いました。 (令和4年度立入検査結果)	〇電気用品·ガス用品等の安全性を確保するため、「電気用品安全法」、「ガス事業法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき、販売事業者に対する立入検査・指導を行います。	防災対策部 (消防·保安課)
②住宅等の安全性の確保	ア 建築物の耐震化の促進 住宅を含む建築物の地震による倒壊を防ぐため、建築物の耐震化を促進します。			を高めるため、木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事等の実施を支援することにより耐震化を促進します。	県土整備部 (住宅政策課)
	イ 適正な建築確認制度等の運用 防災や構造上の安全性を確保し、安全で安心な建物づくりのため、特定 行政庁や各機関との連絡・調整を図り、円滑かつ適正な建築確認制度の 運用を進める必要があります。 また、木造の一戸建て住宅等については、適正な工事監理が行われる よう工事監理者への指導を行います。 県内で業務を行う指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関 への立入調査を実施します。	関とも情報共有を図り、連携して円滑かつ適正な 建築確認制度の運用を推進します。 〇木造の一戸建て住宅等においては、適正な工 事監理が行われるよう、令和3年7月より導入した 中間検査制度を通じ、工事監理者等への指導を 引き続き行います。 〇建築確認の厳格かつ円滑な審査と検査が今後 も行われるために、県内で業務を行う民間指定確	関と情報共有を図るなどして、適正な建築確認制度の運用に向け連携して取り組みました。 〇木造一戸建て住宅等については、適正な工事 監理が行われるよう、中間検査時の審査や検査 において、工事監理者に周知・指導等を実施しま した。 〇指定確認検査機関については、県指定の2機 関4事務所、国指定で県内に事務所を置く3機関	も情報共有を図り、連携して円滑かつ適正な建築確認制度の運用を推進します。 〇木造の一戸建て住宅等においては、適正な工事監理が行われるよう、令和3年7月より導入した中間検査制度を通じ、工事監理者等への指導を引き続き行います。 〇建築確認の厳格かつ円滑な審査と検査が今後も行われるために、県内で業務を行う指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関への立入調査を引き続き実施します。	

-	建設業者等への指導・監督
11 <i>1</i>	建设主方子入门后担尾公
ı · .	
_	

住宅等の工事に際して不正行為等を行った建設業者に対して、適切な |指導・監督を行います。また、適正な宅地建物取引やトラブルの未然防止 |な指導・監督を行います。 |に向け、宅地建物取引業者に対する立入検査や、宅地建物取引士に対 |する法定講習などを実施するとともに、不適切な行為に対しては、厳格に |や講習会で周知していく予定ですが、新型コロナ 指導・監督等を行います。

さらに、関係機関と連携した住宅相談窓口講習会の開催や情報提供等 により、住宅相談窓口の充実や住宅性能表示制度等の普及・啓発に努め ます。

|行った建設業者に対して、建設業法に基づき適切 | め、建設業者を対象とした講習会を実施しました。| 行った建設業者に対して、建設業法に基づき適切

○法令順守の徹底に向けて、引き続き立入検査

(講習会3回)

※新型コロナ感染拡大防止のため、立入検査は 実施しませんでした。

|感染拡大の影響を考慮していく必要があります。 |○住宅等の工事に際して不正行為等を行った建 | や講習会で周知する予定です。 |設業者に対する指導・監督の処分はありませんで した。

|O引き続き、住宅等の工事に際して不正行為等を|O建設業法令遵守や請負契約の適正化を図るた |O引き続き、住宅等の工事に際して不正行為等を な指導・監督を行います。

〇法令順守の徹底に向けて、引き続き立入検査

県土整備部 (建設業課)

		催するなどリフォームに関する相談窓口担当者の さらなるスキルアップを支援し、住宅相談窓口の 充実を図ります。	○一般社団法人住宅リフォーム推進協議会等と連携して住宅相談窓口担当者等講習会を開催し、最近の住宅リフォーム関連施策や住宅リフォームの支援制度等について情報提供を行い、リフォームに関する相談窓口担当者のスキルアップを図ることができました。 ○適正な宅地建物取引やトラブルの未然防止に	催するなどリフォームに関する相談窓口担当者の さらなるスキルアップを支援し、住宅相談窓口の 充実を図ります。	県土整備部 (住宅政策課) 県土整備部
		向け、引き続き宅地建物取引業者に対する立入 検査や、宅地建物取引士に対する法定講習など を実施するとともに、不適切な行為に対しては、厳 格に指導・監督等を行います。		向け、引き続き宅地建物取引業者に対する立入 検査や、宅地建物取引士に対する法定講習など を実施するとともに、不適切な行為に対しては、厳 格に指導・監督等を行います。	(建築開発課)
③さまざまなサービス等の適正な運営の確保		等を防止するため、「令和4年度三重県生活衛生 監視指導等方針」に基づき、生活衛生営業施設に 対して監視指導を行います。	に基づき、監視指導を行いました。(興行場7件、 旅館・届出住宅273件、公衆浴場68件、理容所26 件、美容所186件、クリーニング所19件)	〇生活衛生営業施設等における健康被害の発生等を防止するため、「令和4年度三重県生活衛生監視指導等方針」に基づき、生活衛生営業施設に対して監視指導を行います。 〇生活衛生営業施設における自主的な衛生管理を推進するため、衛生管理に関する講習会等を行います。	医療保健部 (食品安全課)
	イ 福祉サービス業務の適正な運営の確保 介護保険サービス事業者等の高齢者に対する適切なサービスの提供及 び業務の適正な運営を確保するため、「介護保険法」等に基づく指導・監 督を実施します。 また、障害福祉サービス事業者等の障がい者に対する適切なサービス の提供及び業務の適正な運営を確保するため、「障害者の日常生活及び 社会生活を総合的に支援するための法律」等に基づく指導や立入検査を 実施します。	に対して、指定基準の概要や各種届出の手続等 に係る研修を実施する等、介護保険サービス事 業者が適正に事業を運営できるよう指導を行いま す。	に係る研修を実施しました。(新規指定事業者研修会:5回開催)	に対して、指定基準の概要や各種届出の手続等 に係る研修を実施する等、介護保険サービス事 業者が適正に事業を運営できるよう指導を行いま す。	医療保健部(長寿介護課)
	美心しより。	適正な運営を確保するため、「障害者の日常生活			子ども・福祉部 (障がい福祉課)
	ウ 旅行業務の適正な運営の確保 旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図るため、「旅行業法」 に基づく指導や立入検査を実施します。	○新型コロナの状況を注視しつつ旅行業法に基づく指導や立入検査を行い、旅行業務の適正な運営を確保します。	旅行業者及び旅行サービス手配業者、計7者に対して実地調査を行い、その業務の実施状況を確認することで、旅行の安全の確保と旅行者の利便の増進を図りました。		観光部 (観光総務課)
	エ 貸金業務の適正な運営の確保 貸金業を営む者の業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益 の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資するため、「貸金業 法」等に基づく指導や立入検査を実施します。	○登録貸金業者の適正な業務運営を促すため、 検査及び指導を行います。 令和4年度の登録貸金業者等への検査実施回 数 9回(予定)	〇登録貸金業者等への検査を8回実施しました。	○登録貸金業者の適正な業務運営を促すため、 検査及び指導を行います。令和5年度の登録貸金業者等への検査実施回数 8回(予定)	雇用経済部 (中小企業・ サービス産業振 興課)
	消費者庁や国民生活センター等と連携し、消費者の生命や身体に危害を及ぼす疑いのある商品・サービスについて情報収集を行い、消費者への迅速かつ的確な情報の提供に努めます。また、消費者事故が発生した場合には情報を集約し、消費者庁へ迅速に報告するとともに、必要に応じて国や市町の協力を得ながら被害の拡大防止のための注意喚起、調査等を実施します。	いては、県ホームページに掲載するとともに、市町へ情報提供を行い、迅速に消費者への注意喚	民生活センターからの注意喚起情報について、県	〇消費者庁から提供される消費者事故情報については、県ホームページに掲載するとともに、市町へ情報提供を行い、迅速に消費者への注意喚起を行います。 〇消費生活相談等から得た消費者事故情報について、適切に消費者庁へ報告を行います。	環境生活部 (くらし・交通安全 課)

第2項 消費者の安全・安心と適正な取引等の確保

3 取引の安全の確保

主要な施策	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和4年度実施概要	令和4年度実施結果	令和5年度実施概要	所管部課
①「特定商取引法」 の厳正な執行	ア 悪質商法対策の充実・強化 高齢者等をターゲットにした悪質商法対策の充実・強化を図るため、 「特定商取引法」の趣旨、消費者被害の実態を踏まえた同法の厳正な執 行を行います。	必要な調査を実施し、事業者指導を行います。		違反事案がないか継続して注視し、事案に応じて	環境生活部 (くらし・交通安全 課)
	イ 連携による効果的な事業者指導の実施 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県で構成する「東海地域悪質事業者対 策会議」において、消費者被害の状況や問題解決手法などの情報の共有 を図り、効果的な事業者指導を行います。	的に情報交換を行うとともに、必要に応じ関係機 関が合同で事業者指導を行います。			環境生活部 (くらし・交通安全 課)
②事業者指導の充 実・強化		違反事案がないか継続して注視し、事案に応じて 必要な調査を実施し、事業者指導を行います。		違反事案がないか継続して注視し、事案に応じて	環境生活部 (くらし・交通安全 課)
	に基づくコンプライアンスを遵守した経営等の取組を支援します。	研修会を実施するとともに、必要に応じ事業者団 体等が実施する研修会等に職員を講師として派 遣するなど、事業者のコンプライアンス遵守を支	として、農林水産、医療保健、環境生活3部の連携により、食品事業者を対象とするコンプライアンス研修会を実施するとともに、家電公正取取引協		環境生活部 (くらし・交通安全 課)
	者に対し、関係法令や条例に基づく調査・指導及び立入検査等を行い、		チェックや事業者指導を実施しました。	〇不当商取引指導専門員を配置し、広告表示の チェックや適正な商取引の確保に向けた事業者 指導を実施します。	環境生活部 (くらし・交通安全 課)

第2項 消費者の安全・安心と適正な取引等の確保

4 表示・計量の適正化

主要な施策	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和4年度実施概要	令和4年度実施結果	令和5年度実施概要	所管部課
	ア「不当景品類及び不当表示防止法」の厳正な執行 「不当景品類及び不当表示防止法」に基づき、過大な景品付き販売を規制し、広告等の表示において、商品やサービスの内容が、実際のものより著しく優良と誤認させるような表示や、取引条件が、実際のものより著しく有利であると誤認させるような表示を行った事業者に対して、適正な表示を行うように指導することにより、消費者を不当に惑わす表示を規制します。	や事業者指導を実施しながら、適切な表示が行	チェックや事業者指導を実施しました。	〇不当商取引指導専門員が広告表示のチェック や事業者指導を実施するとともに、適切な表示が 行われるよう、継続的に啓発を行います。	環境生活部 (くらし・交通安全 課)
	イ 連携による効果的な調査・指導の実施 「東海4県広告表示等適正化推進会議」、「三重県食品表示監視協議 会」において、表示に関する情報の共有を図り、効果的な調査・指導を行います。	て情報収集し、必要に応じて共同で事業者に対す		〇「東海4県広告表示等適正化推進会議」において情報収集し、必要に応じて共同で事業者に対する調査・指導を実施します。	環境生活部 (くらし・交通安全 課)
		重県食品表示監視協議会」において、関係団体	○「三重県食品表示監視協議会」において、関係 団体等との情報の共有を図り、効果的な調査・指 導を行いました。(三重県食品表示監視協議会2 回)		医療保健部 (食品安全課) 農林水産部 (農産物安全·流 通課)
	食品表示の適正化に向け、「食品表示法」および「三重県食品監視指導	び「三重県食品監視指導計画」に基づき監視指導を行います。 〇食品等事業者団体と連携し、食品衛生指導員 の協力のもと、食品表示を行う事業者に対して 「食品表示法」に則した表示について普及啓発を	件)アサリの産地を偽装し、販売していた3事業者に対して指示・公表を行いました。 〇一般社団法人三重県食品衛生協会と連携し、 食品表示法に基づく表示について、事業者等を対	び「三重県食品監視指導計画」に基づき監視指導を行います。 〇食品等事業者団体と連携し、食品衛生指導員 の協力のもと、食品表示を行う事業者に対して	医療保健部 (食品安全課)
	エ 健康食品等の表示の適正化 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づき、医薬品的な効能効果を標ぼうする健康食品等の広告等の表示について監視を行うとともに、不適切な表示に対しては、事業者への指導を行います。	性の確保等に関する法律」に基づき、医薬品的な 効能効果を標ぼうする健康食品等の広告等の表	効能効果を標ぼうする健康食品等の広告等の表示について、インターネット監視等による監視を行	性の確保等に関する法律」に基づき、医薬品的な 効能効果を標ぼうする健康食品等の広告等の表	医療保健部 (薬務課)
	「健康増進法」に基づき、食品として販売されるものに関し、健康の保持増進の効果等について著しく事実に相違する、または著しく人を誤認させるような広告等を指導することにより、消費者の適切な健康管理や診察の	広告媒体の多様化が進んだことで判断に迷う表示が増加しているため、関係各課との連携を密にし、事業者に対して規制内容の周知徹底を行うとともに、違反が疑われる事例には適正な指導を行います。また、消費者に対しては、教育用プログラムを効果的に活用しながら、表示に対する正しい判断ができるよう、引き続き積極的な情報発信に	告に対する指導を行いました。(3件) 〇事業者には適正な表示を行うよう、また、消費 者には表示をよく読み適正に選択するよう、それ ぞれを対象に研修会を開催し、啓発を行いまし	広告媒体の多様化が進んだことで判断に迷う表示が増加しているため、関係各課との連携を密にし、事業者に対して規制内容の周知徹底を行うとともに、違反が疑われる事例には適正な指導を行います。また、消費者及び事業者に対し、それぞれ正しい表示の活用や提供ができるよう、引き続き積極的な情報発信による啓発を行います。	医療保健部 (健康推進課)

	カ 食品表示の適正化に向けた情報提供 改正「食品表示法」が全面施行となることに加え、食品表示基準の一部 改正による加工食品の原料原産地表示制度への対応等が必要です。こ れらを含めて食品等事業者が法令を遵守し適正な食品表示を行うよう、 ホームページやパンフレット等による周知および監視指導時や食品表示 講習会等の機会を捉え、「食品表示法」について必要な情報を適切に提 供します。	原料原産地表示制度への対応について監視指導が必要です。 これらを含めて食品等事業者が法令を遵守し適正な食品表示を行うよう、ホームページやパンフレット等による周知および監視指	フレット等による周知および監視指導時や食品表示講習会等における情報提供を行いました。(監視指導件数758件、食品表示に関する講習会268	いて監視指導が必要です。また、食品関連事業者 が法令を遵守し適正な食品表示を行うようホーム ページやパンフレット等による周知を行うととも	医療保健部 (食品安全課)
	適正な量目表示が行われるように、「計量法」に基づき、計量器の検査を実施するとともに、必要に応じて特定商品を販売する事業者に対して立入検査を実施します。	に基づき、計量器の検査を実施するとともに、必要に応じて特定商品を販売する事業者に対して 立入検査を実施します。	〇「計量法」に基づき、計量器等の検定・検査を行うことにより、適正な計量の実施を確保し、もって安全・安心な商取引や消費生活の維持を図っています。令和4年度は、質量計の定期検査や燃料油メーター、タクシーメーター等の検定・検査を行うとともに、小売店舗・ガソリンスタンド等への立入検査を次のとおり実施しました。 質量計の定期検査 2,173台 1,320台 タクシーメーター装置検査 1,150台 (小売店舗)量目検査 15店舗 ガソリンスタンド立入検査 247店舗		雇用経済部 (計量検定所)
③商品・サービスの 適正な表示の促進	表示は消費者が商品・サービスを購入する際の合理的な選択のもととなる情報であることから、適正な表示が行われるように事業者に対し啓発を 行います。		〇不当商取引指導専門員を配置し、広告表示の チェックや事業者指導を実施しました。 事前相談 26件、調査 24件、行政指導 1件	〇不当商取引指導専門員が広告表示のチェック や事業者指導を実施するとともに、適切な表示が 行われるよう、継続的に啓発を行います。	環境生活部 (くらし・交通安全 課)

第2項 消費者の安全・安心と適正な取引等の確保

5 生活関連物資の安定供給

主要な施策	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和4年度実施概要	令和4年度実施結果	令和5年度実施概要	所管部課
①生活関連商品の 流通の円滑化及び 価格の安定	社会情勢により、生活関連物資の価格が急騰した場合は、必要に応じ価格動向を把握するとともに、生活関連商品の流通の円滑化及び価格の安定を図るため、必要があると判断したときは、事業者に対して、生活関連商品の円滑な供給とその他必要な措置について協力を要請します。		ると判断するような事案は発生しませんでした。 〇感染症の影響も落ち着き、生活関連商品の不	〇日常生活に支障を来たすため対応の必要があると判断したときは、事業者に対して、生活関連商品の円滑な供給とその他必要な措置について協力を要請します。また、ホームページなどでも協力の呼びかけを行います。	課)
②生活関連商品の 円滑な供給と正確な 情報の提供	社会情勢の急変などの非常時において、生活関連商品の買い占め又は 売り惜しみを行う事業者に対して、必要に応じて商品の売り渡しを勧告し、 生活関連商品の円滑な供給を促します。 また、感染症の流行時等においては、マスクや消毒薬等の安定供給の ため、状況に応じて分割納入等の適正な流通や過剰な発注・在庫の抑制 等について、関係団体や事業者に協力を要請するなどの取組を行いま す。 さらに、消費者に対して、不安に駆られて必要以上の買い占めを行わな いよう、正確な情報の収集と提供を行います。	り惜しみが生じたときは、法に基づき、当該事業者に対して必要に応じて商品の売り渡しを勧告し、生活関連商品の円滑な供給を促します。 〇感染症の影響により県民の生活が混乱しないよう、ホームページ等を活用し、国等が公表している情報の迅速な提供に努めるとともに、消費者に		〇事業者による生活関連商品の買い占め又は売り惜しみが生じたときは、法に基づき、当該事業者に対して必要に応じて商品の売り渡しを勧告し、生活関連商品の円滑な供給を促します。	環境生活部 (くらし・交通安全 課)
			○マスクや消毒薬等は、国内生産の増加や輸入 拡大により安定供給されました。	○マスクや消毒薬等の需給の動向を注視し、安定供給の維持に努めます。	医療保健部 (感染症対策課)

第3項 消費者被害の防止・救済

1 三重県消費生活センターの相談機能の充実

主要な施策	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和4年度実施概要	令和4年度実施結果	令和5年度実施概要	所管部課
①相談体制の充実	ア 消費者行政の中核センターとしての取組 多様な相談に柔軟かつ弾力的に対応するとともに、商品・サービスに関 し事業者と消費者との間に生じたトラブルが適切かつ迅速に処理されるよ うに消費生活相談員の確保及び資質の向上など必要な施策を講じます。 特に、三重県消費生活センターは、三重県における消費者行政の中核センターとして広域的・専門的課題に取り組みます。	のため、相談員の資質向上については、オンラインの活用なども含めた研修機会の確保を図るとと	を確保し、資質の向上に努めました。また、市町	消費生活センターを適切に運営していきます。こ のため、相談員の資質向上については、オンライ	環境生活部 (〈らし・交通安全 課)
	イ 県内相談体制の充実 住民が身近なところで安心して相談できるよう市町と連携し、市町に おける消費生活センターの設置や専門相談員の配置など相談窓口の充実を促進します。また、単独では相談員の確保等が困難な市町に対して広域連携による相談体制の充実等について働きかけや助言を行います。	します。 〇市町を訪問し、消費生活センターの設置や消費 者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設	援しました。 市町ホットライン利用件数:66件 〇伊勢市が3市3町による相談体制の確立を目指していたため、国交付金の活用について情報提供を行った結果、令和4年4月1日に志摩市・鳥羽	します。 〇市町を訪問し、広域連携などによる消費生活センターや消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置など、消費者行政の推進について依頼するとともに、市町のニーズの把握や国交付金の活用について情報提供を行います。	課)
	ウ 連携による相談業務の充実 国民生活センター、日本司法支援センター(法テラス)、弁護士会、司法書士会や警察など関係機関との情報交換や連携等により相談業務の充実を図ります。また、市町、消費者団体や事業者団体が参画する「みえ・くらしのネットワーク」を通じて、関係機関と連携を図り、消費者問題の情報交換や相談窓口の周知等の啓発を実施します。	え・くらしのネットワーク」において情報交換・意見 交換等を行うとともに、加盟団体が実施するイベ ントへの参加や連携した啓発事業の実施などさま	「みえ・くらしのネットワーク」会議を開催し、県の 啓発活動について情報提供を行うことができまし た。また、消費者月間記念講演会におけるパネル	で、消費生活相談に適切に対応します。また、「みえ・くらしのネットワーク」において情報交換・意見 交換等を行うとともに、加盟団体が実施するイベントへの参加や連携した啓発事業の実施などさま	課)
②消費生活相談の 充実・強化	ア 専門的な相談への対応 より高度で専門的な相談に対応するため、研修等による消費生活相談 員の資質の向上を図るとともに、弁護士等専門家の活用を進めます。	等の研修を受講するとともに、県内の相談員に向けた勉強会を開催するなど、相談員の資質の向上を図ります。また、法的な見解が必要な場合に		等の研修を受講するとともに、県内の相談員に向けた勉強会を開催するなど、相談員の資質の向上を図ります。また、法的な見解が必要な場合に	環境生活部 (くらし・交通安全 課)
	イ あっせんの実施 消費者自身での解決が困難な消費者問題等は、消費生活相談員が必要に応じて事業者とのあっせんを行います。	〇消費者からの相談を受け、消費者の状況等を 勘案し、必要に応じてあっせんを行います。	〇消費者からの相談を受け、消費者の状況等を勘案し、必要に応じてあっせんを行いました。 あっせん件数:46件(うちあっせん解決数43件) あっせん解決率:93.5%	〇消費者からの相談を受け、消費者の状況等を 勘案し、必要に応じてあっせんを行います。	環境生活部 (くらし・交通安全 課)

対応	高度情報通信社会の進展による新たな商品やサービスの提供に伴う消費者トラブルの防止や早期解決に向け、情報の収集を図り消費者への情報提供を行うほか、キャッシュレス化の進展への対応として、利便性やリスクについての理解の促進を図るとともに、年齢や障がいの有無など様々な状況を踏まえた決済手段を利用できるよう、国や関係機関と連携した取組を行います。	ルに的確に対応するため、情報収集や消費者へ の情報提供を行うとともに、相談員の資質向上を 図ります。	情報収集を行うとともに、研修の受講により相談 員の資質の向上を図りました。 〇インターネット通信販売の利用増をふまえ、通	〇高度情報通信社会の進展に伴う消費者トラブルに的確に対応するため、情報収集や消費者への情報提供を行うとともに、相談員の資質向上を図ります。また、キャッシュレス化の進展に伴う消費者トラブルの防止については、事例などについて県民への情報提供を行います。	環境生活部 (くらし・交通安全 課)
		組状況を踏まえ、近年の新型コロナウィルスの感染拡大による社会状況のもと、総務省が推進する「JPQR」等の普及・利用拡大に向けて事業者向	〇主に中小企業・小規模企業を対象にDX人材育成セミナー「お客様がよろこぶ!キャッシュレス決済入門」を開催し、総務省が推進するQRコード決済の統一規格「JPQR」の普及とキャッシュレス決済導入を促しました。	組状況を踏まえ、新しい生活様式のもと、総務省 が推進する「JPQR」等の普及・利用拡大に向け	雇用経済部 (産業イノベー ション推進課)
④国際化の進展へ の対応	ア 消費生活の国際化への対応 個人輸入等消費生活の国際化に伴い、消費者と事業者との間の適正な 取引を確保するため、消費者への情報提供や関係機関への取次ぎを行 います。			〇消費者庁等からの情報を迅速に提供するとともに、国際的な案件については、「消費者庁越境消費者センター(CCJ)」について情報提供を行います。	
	イ 外国人住民への相談対応等 外国人住民等における消費者トラブルについて、市町や関係機関と連携した、相談や啓発に取り組みます。 また、「みえ外国人相談サポートセンター(MieCo)」において、外国人住民等からの生活に係る相談を対面又は電話で受け付け、適切な情報提供や関係機関への取次ぎを行います。	国人住民からの相談対応については、みえ外国 人相談サポートセンター「MieCo(みえこ)」等と連	○外国人住民への消費者啓発については、(公財)国際交流財団と連携し、講座を開催しました。 講座開催回数 3回(参加者数102名) ○外国人住民への相談対応については、県の多文化共生所管部署や(公財)国際交流財団との連携に努めました。		環境生活部 (〈らし・交通安全 課)
		援に取り組みます。新型コロナに関する相談に対応するために拡充した体制(相談員の増員、日曜日の開設)を維持するとともに、さまざまな機関と連携して定期的に相談会を開催するなど、相談者	I .	連携して定期的に相談会を開催するなど、相談体制の更なる充実に取り組み、相談者に寄り添った きめ細かな対応を行います。	

第3項 消費者被害の防止・救済

2 市町の相談体制等の充実に向けた支援

主要な施策	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和4年度実施概要	令和4年度実施結果	令和5年度実施概要	所管部課
①市町の消費生活 相談体制充実のため の支援と連携		置など、消費者行政の推進について依頼するとと	指していたため、国交付金の活用について情報提供を行った結果、令和4年4月1日に志摩市・鳥羽	トワーク)の設置など、消費者行政の推進について依頼するとともに、市町のニーズの把握や国交付金の活用について情報提供を行います。	環境生活部 (くらし・交通安全 課)
	イ 消費生活相談員の人材の確保 消費生活相談員を確保するため「三重県消費生活相談員人材バンク」を 運用します。	人材バンク」への登録促進に取り組むとともに、相		〇資格取得者に対する「三重県消費生活相談員 人材バンク」への登録促進に取り組むとともに、相 談員の人材確保に努めます。	環境生活部 (くらし・交通安全 課)
	や相談窓口担当職員を対象とした研修会等を開催します。 また、市町の相談員等からの疑問にこたえるため、「市町専用相談電話	ながら、毎月1回開催します。また、相談件数が少		職員等を対象とした勉強会をオンラインも活用しながら、毎月1回開催します。また、相談件数が少なく経験が不足しがちな市町のため、市町ホットラ	環境生活部 (くらし・交通安全 課)

第3項 消費者被害の防止・救済

3 多重債務者問題への対応

主要な施策	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和4年度実施概要	令和5年度実施結果	令和5年度実施概要	所管部課
①多重債務者サポー ト体制の確保	多重債務者に対しては、県、市町、弁護士会、司法書士会、東海財務局 津財務事務所、社会福祉協議会等が連携・協力する「多重債務者相談連 携システム」により、迅速に多重債務相談窓口から弁護士等専門家につ なぐなど、生活再建を支援します。また、こころの健康センターと連携し、 多重債務者のサポートを行い自死防止等の対策を進めます。	に応じて多重債務者相談連携システムにより確実 に専門家へとつなぎます。 また、国の多重債務者相談強化キャンペーンに 合わせ、多重債務者連絡協議会による取組を実	から相談があった場合、各相談窓口から専門家である弁護士や司法書士につなぐなど、迅速な対応に努めました。 〇国の多重債務者相談強化キャンペーンに合わ		環境生活部 (くらし・交通安全 課)
		る面接相談や電話相談を実施して、対象者を必要な支援につなげるとともに、相談窓口対応力向上研修などの人材育成や自殺予防普及啓発を実施します。	〇こころの健康センターにおいて、自殺予防に係る面接相談(38件)や電話相談(964件)に対応しました。また相談窓口対応力向上研修(1回)や自殺対策関係者研修(1回)等を開催し、支援者の人材育成を実施するとともに、自殺予防に係る普及啓発活動を実施しました。	る面接相談や電話相談を実施して、対象者を必要な支援につなげるとともに、相談窓口対応力向上研修などの人材育成や自殺予防普及啓発を実	医療保健部 (健康推進課)
②ギャンブル等依存 症対策の推進	多重債務に陥る一因であるギャンブル等依存症への対応として、平成31 (2019) 年4月に策定された国の「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」に基づき、県の計画を策定するとともに、関係機関と連携して対策を推進します。	基づき、普及啓発、相談体制・治療体制の充実、 関係機関との連携づくりなどに取り組みます。	〇ギャンブル等依存症に関する正しい知識を普及 啓発するためリーフレットを作成し各種相談窓口 などに配布しました。また、県の依存症相談拠点 (9か所)において相談に応じました。(電話相談 延べ104件)。県の指定する治療拠点機関におい て、他の医療機関や関係機関を対象としたギャン ブル等依存症に関する研修を実施しました。		医療保健部 (健康推進課)
		係機関と連携してギャンブル依存症防止に関する情報提供を行います。		〇県内大型ショッピングセンターや各種団体等が 行うイベントに出展するなど、関係団体と連携した 取組を行います。	環境生活部 (くらし・交通安全 課)

第3項 消費者被害の防止・救済

4 消費生活上特に配慮を要する消費者への支援

主要な施策	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和4年度実施概要	令和4年度実施結果	令和5年度実施概要	所管部課
	高齢者、障がい者、認知症等により判断力が不十分となった人などの見守り体制を強化するため、市町に対して「消費者安全確保地域協議会(見	守りネットワーク)の設置を引き続き働きかけます。また、県内事例、全国における先進的な取組 事例などについて、市町に情報提供を行います。	〇市町の訪問を行うとともに、市町消費者行政担当課会議を開催し、令和2年度から国が推進する「地方消費者行政強化作戦2020」等について情報提供を行い、「消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)」の設置への理解の促進を図りました。	守りネットワーク)の設置を引き続き働きかけます。また、県内事例、全国における先進的な取組	環境生活部 (〈らし・交通安全 課)
	イ 被害防止のための啓発の実施 高齢者、障がい者、認知症等により判断力が不十分となった人などの被害防止のため、「消費者啓発地域リーダー」を養成し、地域における自主的な講座や啓発活動の取組を促進するとともに、消費生活出前講座の実施や地域の民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消費者団体、地域包括支援センター等の関係機関と連携した啓発を実施します。	できるよう、市町に働きかけます。また、既存の地域リーダーを対象にフォローアップ講座を実施し、地域リーダーの啓発活動の支援に努めます。	座を開催し、45名に参加していただき、うち9名に リーダー登録いただきました。	できるよう、市町に働きかけます。また、既存の地域リーダーを対象にフォローアップ講座を実施し、	環境生活部 (くらし・交通安全 課)
	ウ 地域における自立した生活の支援 高齢者、障がい者、認知症等により判断力が不十分となった人などで、 適切な福祉サービスの利用を受けることができない方に対して、福祉サー ビスの利用援助や日常的な金銭管理等の代行を行う福祉サービス利用 援助等事業を推進し、地域で自立した生活が送れるように支援します。	○引き続き、判断能力が不十分な高齢者や障がい者が適切に福祉サービスを受けられ、地域で自立した生活を送れるよう支援するため、県社会福祉協議会が行う福祉サービス契約時の援助や日常的な金銭管理等を行う日常生活自立支援事業の実施に対して補助を行い、適切な実施体制の確保を図ります。		○判断能力に不安のある高齢者や障がい者が適切に福祉サービスを受けられ、地域で自立した生活を送れるよう、引き続き、県社会福祉協議会が行う福祉サービス契約時の援助や日常的な金銭管理等を行う日常生活自立支援事業の実施に対して補助を行い、適切な実施体制の確保を図ります。	子ども・福祉部 (地域福祉課)
		ル市町として選定し、アドバイザーを定期的に派遣することにより、中核機関設置に向けた取組を支援します。 〇関係機関が成年後見の取組について情報・意見交換等を行い、連携を図るため、関係機関会議を開催します。 〇市町職員および市町社会福祉協議会職員のスキル向上を図るとともに、情報・意見交換等を通じて連携を深めるため、市町職員および市町社会	アドバイザーを登録していただき、モデル市町として選定したいなべ市、亀山市、東員町、大台町に対して派遣し、中核機関設置に向けた取組を支援しました。 〇成年後見制度利用促進に向けた関係機関会議を開催しました。 〇市町職員および市町社協職員を対象としたス	ル市町として選定し、アドバイザーを定期的に派遣することにより、中核機関設置に向けた取組を支援します。 〇関係機関が成年後見の取組について情報・意見交換等を行い、連携を図るため、関係機関会議を開催します。 〇市町職員および市町社会福祉協議会職員のスキル向上を図るとともに、情報・意見交換等を通じて連携を深めるため、市町職員および市町社会	医療保健部 (長寿介護課)

第3項 消費者被害の防止・救済

5 紛争の適切かつ迅速な解決

主要な施策	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和4年度実施概要	令和4年度実施結果	令和5年度実施概要	所管部課
①紛争の適切かつ迅 速な解決	ア 民間相談機関等との連携 必要に応じて、他の民間相談機関や公的機関など、適切な裁判外紛争 解決機関等を紹介します。		〇相談の内容に応じて、より専門的な相談機関や ADR機関等を紹介しました。	〇相談の内容に応じて、より専門的な相談機関や ADR機関等を紹介します。	環境生活部 (くらし・交通安全 課)
	イ あっせんや調停の実施 必要に応じて、「三重県消費者苦情処理委員会」において、あっせんや 調停を行います。	〇必要に応じて「三重県消費者苦情処理委員会」 を開催します	〇県消費生活センターに寄せられた相談のうち、 「三重県消費者苦情処理委員会」に付託する事案 はありませんでした。	〇必要に応じて「三重県消費者苦情処理委員会」 を開催します	環境生活部 (〈らし・交通安全 課)

第4章 消費者行政の総合的・効果的推進

1 消費者の意見の消費者施策への反映と透明性の確保

主要な施策	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和4年度実施概要	令和4年度実施結果	令和5年度実施概要	所管部課
①消費生活に関する 消費者等の意見の 把握	等を通じて、消費者や事業者等の消費生活に関する意見を把握し、施策に反映します。	ネットワーク」会議や事業参加者へのアンケート等を通じて、消費者や事業者等の消費生活に関する意見を把握し、施策に反映します。会議等の開催にあたっては、オンラインを活用するなど、実施方法について検討します。	インのハイブリッドで開催し、県の消費者施策に対する意見をいただくとともに、その反映に努めました。 〇「みえ・くらしのネットワーク」会議を実地とオンラインのハイブリッドで開催し、各会員の活動状況や意見等を踏まえ、施策への反映に努めました。 〇啓発事業参加者へのアンケート等を通じて、消費者の消費生活に関する意見を把握し、施策に反映しました。	ネットワーク」会議や事業参加者へのアンケート等を通じて、消費者や事業者等の消費生活に関する意見を把握し、施策に反映します。会議等の開催にあたっては、オンラインを活用するなど、より参加しやすい形で開催します。	課)
②消費者施策に関する透明性の確保	「三重県消費生活対策審議会」や「同審議会教育研究部会」を公開で開催するとともに、消費生活相談の状況等について、積極的に情報提供を行います。	るとともに、その概要についてHP等で公開しま	るとともに、その概要についてHPで公開しました。また、消費生活相談の状況について、積極的に情		環境生活部 (くらし・交通安全 課)

2 市町・国との連携

主要な施策	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和4年度実施概要	令和4年度実施結果	令和5年度実施概要	所管部課
①市町との連携と支援	市町へ国交付金の活用や消費者施策の充実に向けた働きかけを行うとともに、連携した取組を行うことで、三重県の消費者行政を推進します。	きかけるとともに、さまざまな啓発機会や相談業務について、関係機関の取組と連携した事業実施に努めます。 〇市町を訪問し、消費生活センターの設置や消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設	〇市町訪問を行うとともに、市町消費者行政担当 課会議を開催し、伊勢市を中心とした広域連携の 事例紹介や国交付金の活用等についての情報提供を行いました。 〇伊勢市が3市3町による相談体制の確立を目指していたため、国交付金の活用について情報提供を行った結果、令和4年4月1日に志摩市・鳥羽市・玉城町・南伊勢町・大紀町との広域連携による消費生活相談を開始しました。 〇市町と連携して消費者啓発地域リーダーフォローアップ講座を開催し、県や市町の取組の紹介や啓発物品を配付し、活動を支援するとともに、啓発の協力を呼びかけました。	ンターや消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置など、消費者行政の推進について依頼するとともに、市町のニーズの把握や国交付金の活用について情報提供を行います。 〇引き続き、市町と連携して消費者啓発地域リーダーの活動を支援するとともに、啓発の協力を呼びかけます。	環境生活部 (くらし・交通安全 課)
②国等との連携	消費者庁をはじめ関係省庁や国民生活センターが開催する専門研修に 担当職員を派遣し、より専門性の高い人材を育成します。また、国等と連 携した研修会を開催します。 消費者月間や多重債務者相談強化キャンペーンなど、全国的な取組と 連動した取組を行うとともに、東海・北陸の各県など他都道府県と連携し、 情報収集、情報共有を行うことで、効果的・効率的な事業の実施を図りま す。	修に職員や相談員の積極的な参加を促すとともに、消費者庁や国民生活センター等の協力を得て、県内での研修の実施に努めます。 〇消費者月間や多重債務者相談強化キャンペー	悩み電話相談」を実施しました。	修に職員や相談員の積極的な参加を促すととも に、消費者庁や国民生活センター等の協力を得 て、県内での研修の実施に努めます。	環境生活部 (くらし・交通安全 課)

3 消費者行政推進体制の充実・強化

主要な施策	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和4年度実施概要	令和4年度実施結果	令和5年度実施概要	所管部課
①「三重県消費生活 対策審議会」による 調査審議	なお、実施状況については、県ホームページで公表し、県民に情報提供 を行います。	重県消費生活対策審議会」に報告し、進捗管理を 図るとともに、審議会からの意見を消費者施策の 具体的な取組に反映します。 〇消費者施策の実施状況を県ホームページで公	インのハイブリッドで開催し、基本指針に基づく消費者施策の実施状況等に対する意見をいただくとともに、その反映に努めました。 〇消費者施策の実施状況を県ホームページで公	重県消費生活対策審議会」に報告し、進捗管理を 図るとともに、審議会からの意見を消費者施策の 具体的な取組に反映します。	環境生活部 (くらし・交通安全 課)
②庁内連携体制の 充実	また、食の安全・安心の確保、ギャンブル等依存症対策や食品ロス削減の取組など、消費者を取り巻くさまざまな課題に対して、関連する庁内連	ける消費者行政の実施状況を共有するとともに、 消費者事故の消費者庁への報告義務についての 周知をはかります。 〇庁内での情報共有を推進するとともに、イベント 等での啓発活動における連携を進めていきます。 〇関連する施策における庁内連絡会議等を活用 し、消費者行政の着実な推進を図ります。	したが、三重県消費者施策基本指針に基づく消費者施策の実施状況について取りまとめを行い、各課における取組の共有を図りました。 〇農林水産部、医療保健部と連携し、食品関連事業者等に対するエシカル消費等をテーマにコンプ	ける消費者行政の実施状況を共有するとともに、 消費者事故の消費者庁への報告義務についての 周知をはかります。 〇庁内での情報共有を推進するとともに、イベント 等での啓発活動や研修等における連携を進めて いきます。 〇関連する施策における庁内連絡会議等を活用	環境生活部 (くらし・交通安全 課)